

## 地方自治体との関係に関する資料

○いわゆる「再稼働」に至る過程における立地自治体の意向表明	2
○いわゆる「再稼働」に至る過程における、原子炉設置変更許可に係る原子力規制委員会から立地自治体等への説明の状況	3
○安全確保に関する事業者と関係自治体との取決文書（事前協議等の手続についての規定抜粋）	5
○過去 1 年間における立地自治体から原子力規制委員会への要請一覧	10

いわゆる「再稼働」に至る過程における立地自治体の意向表明

※報道や自治体のHPを検索し、発見できたものを引用して記載しており、網羅できていなかったり、記述の平仄がそろっていない可能性がある。

事業者	対象発電炉	設置変更許可	事前協議等	政府、経済産業省	立地市町村議会	立地市町村長	立地県議会	立地県知事	再稼働日
九州電力	川内原子力発電所 (1・2号炉)	(申請)H25.7.8 (許可)H26.9.10	H25.7.8、九州電力が安全協定書に基づき、鹿児島県及び薩摩川内市に事前協議	・H26.9.12、大臣から知事に対し、再稼働を進める政府の方針について理解を求める旨の文書を発出 ・H26.11.3、大臣が鹿児島県を訪問し、知事及び県議会議長に面会	H26.10.28、再稼働を求める陳情を採択(薩摩川内市議会)	H26.10.28、再稼働について理解する旨を表明(薩摩川内市長)	H26.11.7、再稼働を求める陳情を採択(鹿児島県議会)	H26.11.7、再稼働について理解する旨を表明(鹿児島県知事)	H27.8.11
関西電力	高浜発電所 (3・4号炉)	(申請)H25.7.8 (許可)H27.2.12	(協定書において、「事前に福井県および高浜町の了解を得なければならない」旨の規定あり)	・H27.2.17、資源エネルギー庁次長が福井県及び高浜町を訪問し、再稼働を進める方針を伝える。県は5項目の要請事項を提示 ・H27.12.20、大臣が福井県を訪問し、知事に5項目の要請事項について回答	H27.3.4、再稼働を求める陳情と、知事宛の意見書を採択 H27.3.20、再稼働について同意する旨を表明(高浜町議会)	H27.12.4、再稼働について同意する旨を表明(高浜町長)	H27.12.17、再稼働に必要な決議を採択(福井県議会)	H27.12.22、再稼働について同意する旨を表明(福井県知事)	H28.1.29
四国電力	伊方発電所 (3号炉)	(申請)H25.7.8 (許可)H27.7.15	H25.7.8、四国電力が安全協定書に基づき、愛媛県及び伊方町に事前協議	・H27.7.17、資源エネルギー庁長官が愛媛県及び伊方町を訪問し、知事及び町長に再稼働を進める方針を伝え、地元同意を要請 ・H27.7.21、知事が大臣を訪問し、首相の言葉など8項目を要望 ・H27.10.6、知事が原子力防災会議に出席。首相が原発事故時は「政府が責任を持って対処する」と明言	H27.10.6、再稼働を求める陳情を採択(伊方町議会)	H27.10.22、再稼働を容認する旨を表明(伊方町長)	H27.10.9、再稼働を認める決議案を可決(愛媛県議会)	H27.10.26、再稼働について同意する旨を表明(愛媛県知事)	H28.8.12
九州電力	玄海原子力発電所 (3・4号炉)	(申請)H25.7.12 (許可)H29.1.18	(協定書において、「事前に佐賀県及び玄海町の了解を得るものとする」旨の規定あり)	・H29.1.20、資源エネルギー庁長官が佐賀県を訪問し、知事に再稼働を進める方針を伝える ・H29.4.22、大臣が佐賀県を訪問し、知事に再稼働への理解を求める	H29.2.24、再稼働に同意する旨の決議を可決(玄海町議会)	H29.3.7、再稼働について理解する旨を表明(玄海町長)	H29.4.13、再稼働を容認する決議を可決(佐賀県議会)	H29.4.24、再稼働について同意する旨を表明(佐賀県知事)	H30.3.23
関西電力	大飯発電所 (3・4号炉)	(申請)H25.7.8 (許可)H29.5.24	(協定書において、「事前に福井県およびおおい町の了解を得なければならない」旨の規定あり)	・H29.11.26、大臣が福井県を訪問し、知事に再稼働への理解を求める	H29.9.8、再稼働に同意(おおい町議会)	H29.9.25、再稼働について理解する旨を表明(おおい町長)	H29.9.28、再稼働に当たって安全・安心の確保を求める意見書を可決(福井県議会)	H29.11.27、再稼働について同意する旨を表明(福井県知事)	H30.3.14

いわゆる「再稼働」に至る過程における、原子炉設置変更許可に係る原子力規制委員会から立地自治体等への説明の状況

川内原子力発電所 1,2 号機 (平成 26 年 9 月 10 日設置変更許可)

説明対象	日付	名称
住民 (公募による)	平成 26 年 10 月 9 日	薩摩川内市住民説明会
	平成 26 年 10 月 10 日	日置市住民説明会
	平成 26 年 10 月 14 日	阿久根市住民説明会
	平成 26 年 10 月 15 日	さつま町住民説明会
	平成 26 年 10 月 20 日	いちき串木野市住民説明会
都道府県	平成 26 年 10 月 27 日	鹿児島県議会原子力安全対策等特別委員会
市町村	平成 26 年 10 月 9 日	薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会

伊方発電所 3 号機 (平成 27 年 7 月 15 日設置変更許可)

説明対象	日付	名称
住民 (住民の代表や地元議会議員が主)	平成 27 年 8 月 5 日	八幡浜市説明会
	平成 27 年 8 月 19 日	西予市・宇和島市合同説明会
	平成 27 年 8 月 20 日	大州市・伊予市・内子市合同説明会
都道府県	平成 27 年 7 月 22 日	愛媛県伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会
	平成 27 年 8 月 4 日	愛媛県議会エネルギー・危機管理対策特別委員会
	平成 27 年 8 月 12 日	愛媛県伊方原子力発電所環境安全管理委員会原子力安全専門部会
市町村	平成 27 年 7 月 29 日	伊方町議会原子力発電対策特別委員会
	〃	伊方町環境監視委員会

高浜発電所 3,4 号機 (平成 27 年 2 月 12 日設置変更許可) (※) 立地自治体以外への説明

説明対象	日付	名称
住民	平成 27 年 3 月 3-15 日	高浜町住民向けビデオ
	平成 27 年 11 月 2-27 日	京都府住民説明会(舞鶴市 11/2、綾部市 11/6、宮津市 11/8、伊根町 11/11、福知山市 11/16、京丹波町 11/26、南丹市 11/27) (※) (住民の代表や地元議会議員が主)
都道府県	平成 27 年 1 月 15 日	福井県原子力環境安全管理協議会
	平成 27 年 3 月 6 日	福井県原子力安全専門委員会
	平成 27 年 3 月 12 日	滋賀県原子力防災専門会議・滋賀県原子力安全対策連絡協議会合同協議会 (※)
	平成 27 年 3 月 23 日	福井県原子力環境安全管理協議会

	平成 27 年 3 月 26 日	京都府高浜発電所に係る地域協議会 (※)
	平成 27 年 5 月 7 日	福井県原子力安全専門委員会
	平成 27 年 5 月 12 日	京都府高浜発電所に係る地域協議会 (※)
	平成 27 年 7 月 9 日	福井県議会原子力発電・防災対策特別委員会
	平成 27 年 7 月 22 日	福井県原子力安全専門委員会
	平成 27 年 8 月 31 日	京都府高浜発電所に係る地域協議会 (※)
	平成 27 年 9 月 3 日	福井県原子力安全専門委員会
	平成 27 年 10 月 21 日	福井県副知事
	平成 27 年 12 月 7 日	福井県議会全員協議会
市町村	平成 27 年 2 月 20 日	高浜町議会全員協議会
	平成 27 年 3 月 30 日	原子力発電小浜市環境安全対策協議会
	平成 28 年 1 月 23 日	滋賀県高島市 (※)
	平成 28 年 2 月 25 日	原子力発電若狭町環境安全対策協議会
その他	平成 27 年 3 月 27 日	関西広域連合委員会 (※)

玄海原子力発電所 3, 4 号機 (平成 29 年 1 月 18 日設置変更許可) (※) 立地自治体以外への説明

説明対象	日付	名称
住民	平成 29 年 2 月 21 日	佐賀県唐津市住民説明会
	平成 29 年 2 月 22 日	佐賀県武雄市住民説明会
	平成 29 年 2 月 27 日	佐賀県佐賀市住民説明会
	平成 29 年 2 月 28 日	佐賀県伊万里市住民説明会
	平成 29 年 3 月 15 日	長崎県松浦市住民説明会 (離島のため、3/16 とは別に開催) (※)
	平成 29 年 3 月 16 日	長崎県松浦市住民説明会 (※)
	平成 29 年 3 月 18 日	長崎県平戸市住民説明会 (※)
	平成 29 年 3 月 19 日	長崎県佐世保市住民説明会 (※)
	平成 29 年 3 月 21 日	長崎県壱岐市住民説明会 (※)
	平成 29 年 3 月 23 日	福岡県糸島市住民説明会 (※)
都道府県	平成 29 年 2 月 2 日	佐賀県 原子力安全専門部会
	平成 29 年 2 月 8 日	佐賀県議会 原子力安全対策等特別委員会
	平成 29 年 2 月 8 日	佐賀県 玄海原子力発電所の再稼動に関して広く意見を聴く委員会
市町村	平成 29 年 2 月 9 日	佐賀県玄海町議会 原子力対策特別委員会
	平成 29 年 3 月 3 日	佐賀県唐津市議会 玄海原子力発電所対策特別委員会
	平成 29 年 3 月 23 日	佐賀県伊万里市議会 全員協議会

## 安全確保に関する事業者と関係自治体との取決文書（事前協議等の手続についての規定抜粋）

- ※いわゆる「再稼働」済みの原子力発電所（川内、玄海、高浜、大飯、伊方）を対象に整理
- ※各自治体等のHPを検索して引用しており、網羅できていなかったり、規定が最新でない可能性がある
- ※各取決文書の日付は、当初の締結日を記載。事前協議等の規定がいつ設けられたかは不明
- ※規定上、関係者名を甲乙丙等と表記している部分は、固有名詞に差し替えて表記

### ○九州電力川内原子力発電所

- (※) 鹿児島県薩摩川内市に立地。5キロ圏内は同市のみ。10キロ圏内にいちき串木野市。阿久根市は最短で十数キロ。30キロ圏内に他に鹿児島県の4市2町。
- (※) 「5キロ圏」はPAZ（予防的防護措置を準備する区域）、「30キロ圏」はUPZ（緊急防護措置を準備する区域）として、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策指針上の位置づけがなされている。「10キロ圏」はこの資料を整理する便宜上作った概念。以下、他の各原子力発電所についても同じ。

#### ・川内原子力発電所に関する安全協定書（昭和57年6月12日鹿児島県、薩摩川内市、九州電力（株））

鹿児島県、薩摩川内市及び九州電力株式会社は、九州電力株式会社が設置する川内原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、発電所周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るとともに、発電所の安全性に対する県民の信頼を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（事前協議等）

第6条 九州電力株式会社は、原子炉施設及び復水器の冷却に係る取放水施設を増設又は変更しようとするとき、並びに新核燃料、使用済核燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）を策定しようとするときは、鹿児島県及び薩摩川内市に対して事前に協議する。

2 （略）

#### ・いちき串木野市及び阿久根市の住民の安全確保に関する協定書

（平成25年3月26日 いちき串木野市、阿久根市、九州電力（株）。立会人：鹿児島県）

いちき串木野市及び阿久根市と九州電力株式会社は、九州電力株式会社が設置する川内原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、いちき串木野市及び阿久根市区域の住民の安全を確保するとともに、環境の保全を図ることを目的として、九州電力株式会社が鹿児島県及び薩摩川内市との間に締結している「川内原子力発電所に関する安全協定書（昭和57年6月12日締結）」（以下「県との協定書」という。）を尊重のうえ、鹿児島県立会いのもと次のとおり協定を締結する。

（事前説明等）

第2条 九州電力株式会社は、県との協定書に基づき協議を行う、原子炉施設及び復水器の冷却に係る取放水施設を増設又は変更、並びに新核燃料、使用済核燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）については、いちき串木野市及び阿久根市に対して事前説明を行うものとする。

2 いちき串木野市及び阿久根市は、前項の規定による九州電力株式会社の説明の内容について、意見を述べることができるものとし、この場合において、九州電力株式会社は誠意をもって対応する。

3 （略）

## ○九州電力玄海原子力発電所

(※) 佐賀県玄海町に立地。5キロ圏内には同町と唐津市。伊万里市は最短で十数キロ。  
30キロ圏内に他に長崎県の4市、福岡県の1市。

### ・原子力発電所の安全確保に関する協定書 (昭和47年11月6日 佐賀県、玄海町、九州電力(株))

佐賀県及び玄海町と九州電力株式会社とは、九州電力株式会社が玄海町に設置する玄海原子力発電所(以下「発電所」という。)の周辺地域住民の安全確保等について、次のとおり協定を締結する。

(事前了解等)

第4条 九州電力株式会社は、次に規定する場合は、事前に佐賀県及び玄海町の了解を得るものとする。

(1) 発電用原子炉施設を変更しようとするとき。

(2)～(4) (略)

2 (略)

### ・唐津市域の安全確保に関する協定書 (平成24年10月23日 唐津市、九州電力(株))

唐津市と九州電力株式会社は、唐津市が玄海原子力発電所(以下「発電所」という。)の所在する玄海町の隣接市であり、かつ、発電所から半径5キロメートル内の緊急時に予防的防護措置を準備する区域(PAZ)になることを鑑み、住民の安全及び安心の確保を目的として、九州電力株式会社が佐賀県及び玄海町との間に締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定書」を尊重のうえ、次のとおり協定を締結する。

(重要事象の説明)

第3条 九州電力株式会社は、原子炉施設の変更等発電所の保守運営上重要な事象について佐賀県及び玄海町に説明を行うときは、遅滞なく、当該事象について唐津市に説明するものとする。

2 唐津市は、前項の規定による九州電力株式会社の説明の内容について、九州電力株式会社に対し意見の申出ができるものとする。

### ・伊万里市民の安全確保に関する協定書 (平成28年2月2日 伊万里市、九州電力(株))

東日本大震災以降、原子力災害に対する不安が高まっており、伊万里市民(以下「市民」という。)の安全及び安心を確保するため、危機管理の観点に立ち、従前に増して原子力防災のために不断の努力を重ねることが重要である。以上の基本認識に立ち、伊万里市と九州電力株式会社は、九州電力株式会社が佐賀県及び玄海町と締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定書(昭和47年11月6日)」を尊重のうえ、玄海原子力発電所(以下「発電所」という。)に係る協定を次のとおり締結する。

(事前説明等)

第2条 九州電力株式会社は、次に規定する場合は、伊万里市に対し、事前説明を行うものとする。

(1) 発電用原子炉施設を変更しようとするとき。

(2)～(4) (略)

2 伊万里市は、前項の規定による九州電力株式会社の説明の内容について、九州電力株式会社に対し意見の申出ができるものとし、この場合において、九州電力株式会社は誠意をもって対応する。

## ○関西電力高浜発電所

(※) 福井県高浜町に立地。5キロ圏内に同町と京都府舞鶴市。10キロ圏内におおい町と京都府綾部市。30キロ圏内に他に福井県の1市1町、京都府の3市2町、滋賀県の1市。

### ・原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書 (昭和46年8月3日 福井県、高浜町、関西電力(株))

福井県および高浜町と関西電力(株)とは、関西電力(株)の高浜発電所(以下「発電所」という。)の設置および保守運営に伴う周辺環境および発電所従事者の安全確保等について、次のとおり協定する。

(計画に対する事前了解)

第3条 関西電力(株)は、発電所の新增設に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画および建設計画について、事前に福井県および高浜町の了解を得なければならない。

2 関西電力(株)は、原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に福井県および高浜町の了解を得なければならない。

### ・高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書 (平成27年2月27日 京都府、関西電力(株))

京都府と関西電力株式会社とは、関西電力株式会社の高浜発電所(以下「発電所」という)の増設および保守運営に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

(増設に係る建設計画および重要な変更の事前説明)

第2条 関西電力株式会社は、発電所の増設に係る建設計画および原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に京都府に説明しなければならない。

2 京都府は前項に関し、意見のあるときは、関西電力株式会社に対し意見を述べるができるものとし、関西電力株式会社は措置状況を誠意をもって回答する。

### ・高浜発電所に係る舞鶴市域の安全確保等に関する覚書 (平成27年2月27日 京都府、舞鶴市、関西電力(株))

京都府、舞鶴市および関西電力株式会社は、次のとおり覚書を交換する。

第1条 京都府は、関西電力株式会社と締結した「高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書」(以下「協定書」という)に基づき、関西電力株式会社から説明、連絡または回答を受けた事項について、関西電力株式会社から舞鶴市に説明または連絡されているものを除き、舞鶴市にその情報を提供するものとする。

第3条 舞鶴市は、京都府および関西電力株式会社から提供された情報ならびに現地確認の内容について、安全対策に係る意見がある場合には、京都府に意見を申し出ることができる。この場合において、京都府は舞鶴市と協議の上、関西電力株式会社に対し、協定書に基づき意見を述べるものとし、関西電力株式会社は京都府に対して措置状況を誠意をもって回答する。

### ・高浜発電所に係る綾部市域の安全確保等に関する確認書 (平成27年2月27日 京都府、綾部市)

### ・高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書

(平成27年2月27日 京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町)

### ・高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書 (平成28年1月25日 滋賀県、関西電力(株))

### ・高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書

(平成29年9月27日 高島市、関西電力(株)。立会人：滋賀県)

(※) この4つの文書には、原子炉施設に変更を加える場合に、事前に行うべき手続に関する規定なし。

## ○関西電力大飯発電所

(※) 福井県おおい町に立地。5キロ圏内に同町と小浜市。10キロ圏内に高浜町。  
30キロ圏内に他に福井県の2町、京都府の4市1町、滋賀県の1市。

- ・原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書 (昭和46年8月3日 福井県、おおい町、関西電力(株))  
福井県およびおおい町と関西電力(株)とは、関西電力(株)の大飯発電所(以下「発電所」という。)の設置、保守運営および廃止措置に伴う周辺環境および発電所従事者の安全確保等について、次のとおり協定する。

(計画に対する事前了解)

- 第3条 関西電力(株)は、発電所の新增設に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画および建設計画について、事前に福井県およびおおい町の了解を得なければならない。
- 2 関西電力(株)は、原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に福井県およびおおい町の了解を得なければならない。

- ・大飯発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書 (平成29年8月17日 京都府、関西電力(株))  
京都府と関西電力株式会社とは、関西電力株式会社の大飯発電所(以下「発電所」という。)の増設および保守運営に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

(増設に係る建設計画および重要な変更の報告)

- 第2条 関西電力株式会社は、発電所の増設に係る建設計画および原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に京都府に報告しなければならない。
- 2 京都府は前項に関し、意見のあるときは、関西電力株式会社に対し意見を述べることができる。

- ・大飯発電所に係る安全確保等に関する確認書

(平成29年8月17日 京都府、京都市、舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町)

京都府および京都府地域防災計画(原子力災害対策編)において大飯発電所に係る緊急時防護措置を準備する区域の対象地域を含む市町は、関西電力株式会社の大飯発電所の事故災害等に備え、京都府内の安全を確保するため、必要な情報の提供および地域協議会の設置について、次のとおり確認書を締結する。

(情報提供)

- 第1条 京都府は、関西電力株式会社と締結した「大飯発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書」(以下「協定書」という。)に基づき関西電力株式会社から報告、連絡を受けた場合、若しくは関西電力株式会社に対し意見を述べた場合は、その内容を京都府地域防災計画(原子力災害対策編)において大飯発電所に係る緊急時防護措置を準備する区域の対象地域を含む市町に連絡する。

- ・大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書 (平成25年4月5日 滋賀県、高島市、関西電力(株))

滋賀県、高島市と関西電力株式会社とは、関西電力株式会社の大飯発電所(以下「発電所」という。)の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

(計画の報告)

- 第2条 関西電力株式会社は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に滋賀県および高島市に報告しなければならない。
- 2 第1項について、滋賀県および高島市は、安全対策について意見があるときは、関西電力株式会社に対して意見を述べることができる。



## ○四国電力伊方発電所

(※) 愛媛県伊方町に立地。5キロ圏内は同町のみ。10キロ圏内に八幡浜市。

大洲市、西予市は最短で十数キロ。30キロ圏内に他に愛媛県の2市1町、山口県の1町。

### ・伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書

(昭和51年3月31日 愛媛県、伊方町、四国電力(株)。立会人：愛媛県議会議長、伊方町議会議長)

愛媛県及び伊方町と四国電力株式会社は、四国電力株式会社が設置する伊方原子力発電所(以下「発電所」という。)に関し、四国電力株式会社が発電所周辺の安全確保及び環境保全について、最大の努力をする責務を有するものであることを確認し、これが一層の徹底を期することにより、地域住民の福祉に資することを目的として、次のとおり協定する。

(事前協議)

第9条 四国電力株式会社は、原子炉、放射性固体廃棄物貯蔵庫、冷却水取排水施設等発電所の主要な施設を設置し、変更し、若しくは廃止し、若しくは当該施設の用に供する土地を取得しようとするとき、又は当該施設の重要な運用の変更を行おうとするときは、それらの計画について、あらかじめ、愛媛県及び伊方町に協議し、その了解を得なければならない。

### ・伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書

(平成24年9月5日 愛媛県、八幡浜市、四国電力(株)。立会人：伊方町)

愛媛県及び八幡浜市と四国電力株式会社とは、八幡浜市の住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため、伊方町の立会いの下、次のとおり覚書を締結する。

(事前協議)

第4条 愛媛県は、四国電力株式会社から安全協定第9条の協議があった場合は、八幡浜市の意見を求めるものとする。

2 八幡浜市は、前項の規定により意見を求められたときは、安全協定第9条の協議に係る計画について、四国電力株式会社に対し説明を求めることができる。

### ・伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書

(平成24年9月5日 愛媛県、大洲市、西予市、四国電力(株)。立会人：伊方町)

愛媛県、大洲市及び西予市と四国電力株式会社とは、大洲市及び西予市の住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため、伊方町の立会いの下、次のとおり覚書を締結する。

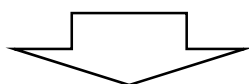
(事前協議に係る計画の通知)

第4条 愛媛県は、四国電力株式会社から安全協定第9条の協議があった場合は、大洲市及び西予市に通知するものとする。

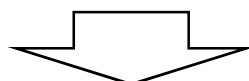
過去1年間における立地自治体から原子力規制委員会への要請一覧

	原子力安全規制等	原子力防災	その他
北海道 (R2.7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査・監視体制の拡充・強化</li> <li>審査結果の幅広い理解の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策指針の追加修正</li> <li>避難計画等の実効性を確保するための支援体制の整備</li> <li>緊急時モニタリングセンターの体制構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に活用できる道路や港湾等のインフラ、公共施設の整備</li> <li>避難道路等の整備への国負担割合の引き上げ、別枠で予算確保</li> </ul>
宮城県 (R2.7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女川原発2号機の設置変更許可について、国が自ら主体的に、県民や関係自治体に対する分かりやすく説明</li> <li>工事計画、保安規定は、東日本大震災等で被災した施設であることを前提にした安全確認</li> <li>一層の安全向上に向けた自主的かつ継続的な取組を事業者に促すなど、監督・指導の強化</li> </ul>		
福島県 (R2.6)		原子力防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃炉に向けた取組（地震・津波対策を含めた設備の信頼性向上、リスク管理の徹底、情報公開、分かりやすい正確な情報発信等）</li> <li>放射線モニタリングの充実等</li> </ul>
茨城県 (R2.6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1F事故の原因究明と知見の安全対策への反映</li> <li>東海再処理施設の廃止措置に係る安全対策や人的・財政的資源確保の指導・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力防災対策の継続的な充実強化</li> <li>避難計画上の課題への具体的な解決策</li> </ul>	放射性廃棄物の処理・処分等（ガラス固化体の最終処分の取組促進、低レベル放射性廃棄物の埋設処分に係る技術基準の早急な整備等）

新潟県 (R2. 7)		安定ヨウ素剤のUPZ全域での事前配布の容認、これに係る経費の財政措置	
美浜町 (R1. 6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>40年超運転に対する国民理解の促進</li> <li>安全監視体制の充実強化</li> <li>廃炉に伴って発生する放射性廃棄物の処分基準の早期策定</li> <li>クリアランス制度等廃棄物の理解促進</li> </ul>		
福井県 (R2. 6)	<p>実効性ある安全規制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所の安全性に関する正確で分かりやすい説明</li> <li>地元との意見交換</li> <li>公正・公平な科学的議論を尽くすこと 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難体制の整備</li> <li>予測的手法の活用</li> <li>原子力災害時における事故制圧体制と避難支援体制の強化</li> <li>原子力災害医療体制の整備への支援</li> <li>安定ヨウ素剤の配布・服用体制の充実・発信</li> <li>スクリーニング・除染体制の充実</li> </ul>	
島根県 (R1. 11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>島根原子力発電所1号機の廃止措置について、使用済燃の管理や譲渡、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分の厳格な確認</li> <li>島根原子力発電所2号機及び3号機の安全性について厳格な審査と審査結果の県民や立地・周辺自治体への説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画、防災対策の充実に対する財政支援等</li> <li>住民の避難に必要な移動手段・運転要員、資機材、避難支援要員等の迅速な確保 等</li> </ul>	



<p>愛媛県 (R1. 6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全管理体制等の強化及び安全文化の醸成</li> <li>・ 厳正な原子力安全想制の実施と説明責任の履行</li> <li>・ 原子力規制委員会の独立性の確保と外部意見への真摯な対応の両立</li> <li>・ 原子力発電所の安全運転に関する責任ある対応</li> <li>・ 情報公開及びコミュニケーションの強化 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力災害対策指針の充実及び住民への丁寧な説明</li> <li>・ 住民避難の実効性向上のための広域避難体制の整備</li> <li>・ 緊急時の避難等に備えた交通 基盤の整備</li> <li>・ 緊急時モニタリング体制の整備</li> </ul>	<p>原子力発電安全対策に係る交付金の拡充増額</p>
<p>鹿児島県 (R1. 10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規制基準等のより一層の充実強化、電力会社に対する安全性向上に向けた自主的かつ継続的な取組の促進</li> <li>・ 発電所の現状や安全性等について科学的技術的見地から積極的な情報発信や丁寧な説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力災害対策指針につき、関係自治体等の意見を踏まえ、原子力防災対策の充実・強化</li> <li>・ 避難行動要支援者の避難のあり方などについて国として具体的な対策を 提示</li> <li>・ 原子防災体制の整備に係る財政措置</li> </ul>	
<p>全国原子力発電所所在市町村協議会 (R2. 7)</p>	<p>【安全規制・防災対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民から信頼される安全規制の確立</li> <li>(2) 原子力防災対策の強化</li> </ul>		



<p>原子力 発電関 係団体 協議会 (R2.5)</p>	<p>1. 実効性ある原子力規制の 実施と国の説明責任につ いて (1) 新規制基準等に関する 事項 (2) 安全規制の実施に関す る事項 (3) 原子力規制委員会に関 する事項 2. 原子力発電所の安全性及 び再稼働の判断に係る国 の説明責任について</p>	<p>1 原子力防災体制の強化 について (1) 原子力災害対策指針 に関する事項 (2) 原子力防災体制の確 立に関する事項 (3) 航空機落下及びテロ の未然防止に関する 事項 2 具体的な原子力防災対 策について (1) 避難対策に関する事 項 (2) 放射線モニタリング 体制に関する事項 3 原子力災害医療につい て 4 財政支援に関すること</p>	<p>1. 原子力発電の位置付けに ついて 2. 使用済燃料対策について 3. 高レベル放射性廃棄物等 に係る最終処分地の早期 選定について 4. 原子力に関する人材育成 及び技術の維持・強化に ついて 5. 国民への継続的な情報提 供について 6. 電力システム改革への対 応について 7. 原子力損害賠償制度の見 直しについて</p>
<p>全国知 事会 (R2.6)</p>	<p>1. 原子力安全規制体制の強 化について (1) 福島第一原子力発電所 事故の総括と新たな知 見の反映について (2) 実効性のある安全規制 の実施について (3) 事業者に対する指導・ 監督の強化について (4) 原子力規制委員会の機 能の確保について 2. 国民理解に向けた取組及 び地方公共団体への説明 責任について 3. バックエンド対策につい て 4. 原子力安全に関する人材 の育成と研究開発の推進 について</p>	<p>1. 原子力防災体制の強化 について (1) 原子力災害対策指針に ついて (2) 原子力防災体制につい て (3) 航空機落下及びテロの 未然防止について 2. 具体的な原子力防災対 策について 3. 原子力災害医療につい て 4. 適切な財政措置等につ いて</p>	